グローバル外為行動規範

流動性提供者ディスクロージャーカバーシート記入の手引き

この文書は、流動性提供者ディスクロージャーカバーシートの記入方法について市場参加者への指針を記載したものである。別段の記載がない限り、このカバーシートで使用される用語は、グローバル外為行動規範で定義された通りである(https://www.globalfxc.org/docs/fx_global.pdf)。

このカバーシートの解釈上、「流動性提供者」は、外国為替商品の 2 way マーケットを構成する機関(または個人)である。このカバーシートへの記入を行う流動性提供者は、グローバル外為行動規範の遵守意思表明に署名した法人とこのカバーシートの対象となっている法人の違いを説明するために追加的な開示が必要か否かを判断すべきである。

セクションB:適用対象

セクションBでは流動性提供者に関する説明的情報を示す。

見出し/用語	説明	回答の種別
流動性提供者 /法人名	カバーシートが適用される流動性提供者と法人(単数または複数)の名称を記載する。 流動性提供者が一角を形成するグループ全体の場合と、特定の法人(単数または複数)の場合とが考えられる(例えば、子会社/支店/グループか否かを明記する)。	自由形式 <i>例(これは単なる記入例である):</i> 流動性提供者名:ABCD、または ABCD(XYZグループの子会社/支店)
カバーシートが 適用される法人 /事業分野	例えば、このカバーシートの対象法人がグローバル外為行動規範の遵守意思表明に署名した法人と同一か否かに関する情報等が含まれる。	自由形式

セクションC: 主な開示事項

質問	説明	回答の種別
1.役割(原則8)		
I. 流動性提供者の役割a) エージェントb) プリンシパルc) 両方	a)、b)、c)のいずれかを選択し、取引 /関係における流動性提供者の役割を 明示する。 エージェントとプリンシパルはグロー バル外為行動規範の原則8に定義され ている。	チェックマークを入れる - 3つの選択肢から選 ぶ。
II. 「両方」の場合は流動性提供者がいつそれぞれの役割で取引するのかを簡潔に説明する。	パートIで「c」を選択した場合のみ記入する。 流動性提供者がエージェントとプリンシパルの両方の役割で取引する状況について説明する。	自由形式

質問	説明	回答の種別
III. 役割に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。		開示文書の特定の項目及 びページ番号へのリンク を記載する。又は項目及 びページ番号自体を記入 する。
2.データ共有 (原則9)		
I. 流動性提供者は顧客インタラクションデータの共有を行う。	流動性提供者が第三者に対して顧客インタラクションデータを共有しているかについて情報を記載する。 顧客インタラクションデータの詳細や、記載を免除される第三者については、原則9を参照。	はい/いいえ 流動性提供者が詳細を記載したい場合には、テキストボックスに記入。
I.a. 流動性提供者は顧客インタラクションデータを第三者へリアルタイムに共有している。	流動性提供者がリアルタイムでデータ 共有をおこなっているかについて情報 を記載する。	はい/いいえ 流動性提供者が詳細を記 載したい場合には、テキ ストボックスに記入。
I.b. 流動性提供者は顧客インタラクションデータを第三者へ有償サービスとして提供している。	流動性提供者が顧客インタラクション データを、有償で提供しているかにつ いて、情報を記載する。	はい/いいえ 流動性提供者が詳細を記 載したい場合には、テキ ストボックスに記入。
I.c. 顧客は、自身のデータ が第三者へ提供されな いことを選択できる。	顧客が、自身のデータが提供されない ことを選択できるか(オプトアウトが 可能か)、情報を記載する。	はい/いいえ 流動性提供者が詳細を記 載したい場合には、テキ ストボックスに記入。
II. データ共有に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。	データ共有に関するディスクロージャ 一文書へのリンクを記載する。	
3.プリヘッジ(原則11)		
I. 流動性提供者はプリヘ ッジを行う。	プリヘッジはグローバル外為行動規 範の原則11に定義されている。	チェックマークを入れる - プリヘッジを決して 行わない場合のみ「いい え」にマークを入れる。
II. 「はい」の場合、流動性提供者は要請があれば、個別のオーダーにプリヘッジなしを適用する選択肢を顧客に与えている。	パートIで「はい」を選択した場合の み記入。この質問は、顧客が個々のオーダーごとにプリヘッジなしを要請で きるかどうかを聞いている。	チェックマークを入れる - この選択肢を決して 与えない場合のみ「いい え」にチェックマークを 入れる。

質問	説明	回答の種別
III. プリヘッジに関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。		開示文書の特定の項目及 びページ番号へのリンク を記載する。又は項目及 びページ番号自体を記入 する。
4.ラストルック(原則17)		
I. 流動性提供者はラスト ルックを適用する。	ラストルックは規範の原則17に定義されている。	チェックマークを入れる - ラストルックを決し て適用しない場合のみ 「いいえ」にチェックマ ークを入れる。
II. 流動性提供者によるラストルックの適用:対称的/非対称的	流動性提供者がラストルックにおける 価格の妥当性確認をどのように適用しているかを記載する。 原則17は、「…価格変動(上下両方向)が取引の受諾又は拒否の判断に影響を与えるかのガイダンのガイダンのが見している。 性提供者がある。 に動性提供者は、の妥当性を対称の格では非実勢では、ののでは、のののでででででででででででででででででいる。 に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	チェックマークを入れる 非対称的の場合:自由記 入欄を使い、これが何を 意味するのか/どのよう な状況で適用されるのか を説明する。 関連する開示文書へのリ ンクを記載してもよい。
III. 流動性提供者のラストルックウィンドウの最長時間と最短時間	ラストルックウィンドウの最長時間と 最短時間に関する情報を記載する(ミリ秒単位)。 ラストルックウィンドウの時間が変動 する理由をさらに詳しく明記してもよい。	自由形式
IV. 流動性提供者はラストルックウィンドウ中に取引を行う。	グローバル外為行動規範は、流動性提供者が、「カバー&ディール」アレンジメントの場合を除きラストルックウィンドウ中に取引を行うことを禁じている。従って、考えられる回答は「いいえ」または「『カバー&ディール』のもとで流動性を確保する場合」のみである。	チェックマークを入れる

質問	説明	回答の種別
V. ラストルックに関する 流動性提供者の開示文 書		開示文書の特定の項目及 びページ番号へのリンク を記載する。又は項目及 びページ番号自体を記入 する。
VI. 流動性提供者は自由形式で文章を記入してもよい。	それが妥当かつ有益と考えられる場合、流動性提供者は、ラストルックについてカバーシート及び開示文書の中で言及した点をここで明確にすることができる。	自由形式

セクションD:ディスクロージャーインデックス

セクションDでは、幅広いテーマにわたって構成される開示文書の総合的なインデックスを提示する。目的は、開示事項の検索を容易にすること、及びカバーシートに記入する流動性提供者が、グローバル外為行動規範に関連する特定の項目を見つけて既存の文書との相互参照を行えるようにすることである。

セクションDの記入にあたって、流動性提供者は自由形式で文章を入力しても、リンクを表示して、追加情報が記載されている開示文書の特定の項目及びページ番号に顧客を誘導してもよい。 使用される主要な用語を下記で説明する。

さらに詳しいガイダンスについては、グローバル外為行動規範の該当項目を参照されたい。: https://www.globalfxc.org/docs/fx global.pdf

見出し/用語	説明
オーダーアグリ ゲーション(合 算ベース管理) (原則9)	流動性提供者はこのセクションを利用して、オーダーアグリゲーション (合算ベース管理) に関する自己のポリシーを詳しく伝えることができ る。回答は当該取引における流動性提供者の役割(上記の原則8で述べたよ うに、エージェント/プリンシパル/両方)によって異なる。
	グローバル外為行動規範の原則9は次のように要求している。
	「市場参加者は、自己が取引を行う立場に基づき、顧客のオーダーを公正かつ透明性をもって取り扱うべきである」…「市場参加者は、顧客に対して、オーダーが合算ベース又は時間順に取り扱われるのか等、オーダーの取り扱い及び取引がどのように行われるのかを認識させるべきである」
裁量(原則9)	流動性提供者は、裁量の行使が存在する、又は行使が予想される状況、及 び裁量がどのように行使されるかに関する自己のポリシーをここに詳しく 記載することができる。
タイムスタンプ (原則9)	ここに記載される詳細な説明には、流動性提供者のタイムスタンプポリシーがどのようなものか、オーダー受諾時と、トリガー発動時若しくは執行時の両方のタイミングで適用されるか否かに関する情報を含めることができる(さらに詳しいガイダンスについては、「リスク管理とコンプライアンス」に関するグローバル外為行動規範の原則36を参照されたい)。

見出し/用語	説明
データ共有 (原則9)	流動性提供者は、顧客インタラクションデータ(例えば、顧客との間で生成されたオーダーや取引に関するデータ)を、匿名化されておらず、集計もされていない状態で第三者へ共有する場合のポリシーの詳細を提供する。ポリシーの提供が免除される「第三者」については、原則20を参照されたい。
ストップロスオ ーダー (原則10)	流動性提供者は、オーダー執行に際しての具体的な考慮事項を顧客に認識 させること等を含め、ストップロスオーダーの取り扱いに関するポリシー の詳細を示すことができる。
部分執行 (原則10)	ストップロスオーダーに関して上述したように、流動性提供者は、公正性 と合理性を維持するための対策、及び顧客に対するその他の関連ファクタ ーの開示文書を含め、部分執行を要する顧客オーダーをどのように取り扱 うかをここに詳しく示すことができる。
参照価格 (Reference Price)の使用 (原則13)	流動性提供者は、顧客の取引及び/又はオーダーに関して、参照価格がどのようにして設定されるのかを顧客に認識させるため、参照価格(reference price)の使用に関するポリシーの詳細を示すことができる。
マークアップ/ 公正なプライシ ング基準 (原則14)	マークアップを含める方法とその理由に関する流動性提供者のポリシーを詳しく示すことができる。
アグリゲーショ ンサービス (原則18)	流動性提供者がアグリゲーションサービスを提供しているか否かを述べる。提供している場合は、その提供に関する開示文書をどこで見られるか を詳しく記載する。
	流動性提供者の詳細な説明には、アグリゲーションの機能に関するポリシーの情報を含めることができる。
外国為替機密取 引情報の内部共 有(原則19)	外国為替取引情報の形をとる機密情報が内部でどのように共有されるかに ついて概要を開示する。
	これには内部情報共有ポリシーに関するハイレベルの開示文書や、流動性 提供者が設けている内部情報バリアの種類についての網羅的ではない説明 が含まれる可能性がある。
マーケットカラ ー(原則20)	マーケットカラーの適用に関する流動性提供者の開示文書の場所について 詳細を示す。